

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 普及指導係	
不利益処分名	罰則	
根 拠 法 令	徳島市公共下水道事業条例	
根 拠 条 項	第25条、第26条又は第27条	
連 絡 先	(電話 621-5311)	
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 (罰則) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処することがある。 (1) 第4条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者 (2) 第5条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (3) 排水設備等の新設等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (4) 第7条、第8条の2又は第8条の3の規定に違反して排除した者 (5) 第8条の5の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (6) 第10条の規定による禁止又は命令に従わなかった者 (7) 第11条の規定による届出を怠った者 (8) 第14条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (9) 第18条第1項の規定による原状回復を怠った者 (10) 第18条第2項又は第23条の規定による指示若しくは勧告に従わなかった者 (11) 第4条第1項、第15条若しくは第19条第2項の規定による申請書若しくは書類、第4条第2項本文の規定による届出書、第13条第3項第3号の規定による申告書又は第14条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第26条 偽りその他不正な手段により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料に処することがある。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)